

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 2 9年 4 月 20 日

若桜町長 小 林 昌 司

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ・若桜町内全地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・若桜地域 13 経営体

（法人 3 経営体、個人 9 経営体、集落営農（任意組織） 1 組織）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方法

- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

従来より稲作を主体に農業生産を展開してきた。しかしながら、1戸当たりの農業経営規模は36aと零細な上、農業従事者の高齢化や過疎化に伴う農家人口の減少は著しく、耕作放棄地は拡大の一途を辿っている。また、有害鳥獣被害の増加や後継者不足などにより生産意欲の減退が危惧される状況である。こうした状況の中においては、各集落における集落営農組織等の育成を推進し、定年後の専業就農に向けた担い手の掘り起こしや農

地中間管理事業を利用しながら農地集積をすることで、現在ある農地の維持保全を図る。また、がんばる地域プラン事業等各種の補助事業を利用し、米の直売体制の整備や高齢者でも作付け可能なエゴマ栽培の普及、振興を図り農地の維持保全を図る。